

添付資料2 プロフィットシェアリングの考え方

1. プロフィットシェアリングの対象

ネーミングライツ業務を除く利益（自主事業の利益も含む）

2. プロフィットシェアリングの適用条件

本事業におけるプロフィットシェアリングは、毎事業年度、プロフィットシェアリングの対象がそれぞれ以下の条件を満たした場合に適用するものとする。

1) 事業開始～令和11年度

事業開始7年間（事業開始～令和11年度）においては、毎事業年度の実際の利益（税引前当期利益）が事業提案時の利益（税引前当期利益）を上回る場合については、差額が事業提案時の利益（税引前/当期利益）の15%の範囲内であれば事業者に帰属し、それを超える部分の20%については事業に還元するものとする。

2) 令和12年度以降（グランドオープン後）

事業開始7年目（令和12年度）以降においては、毎事業年度の実際の利益（税引前当期利益）が市と事業者で合意する各年度の事業計画の利益（税引前当期利益）を上回る場合については、差額が事業計画の利益（税引前当期利益）の15%の範囲内であれば事業者に帰属し、それを超える部分の20%については事業に還元するものとする。

図表 プロフィットシェアにおける還元額の考え方

